

# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 重くなる厚生年金の「支え手」の負担

### ◆「年金扶養比率」とは？

日本の年金制度は、現役世代が支払った保険料で高齢者が受給する年金を支える仕組みですが、現役世代の負担割合を表す数値に「年金扶養比率」があります。

これは、年金受給者である高齢者を何人の現役世代で支えているかを示す数値であり、年金財政の状況を表す指標として使われます。比率が小さくなればなるほど、現役世代の負担が重いことを意味します。

2009 年度末時点の厚生年金の年金扶養比率は、高齢者 1 人あたり「2.47」であり、2008 年度末と比べて 0.13 ポイント低下しています。

### ◆重くなる現役世代の負担

まとまった厚生年金をもらえる高齢者（原則 20 年以上加入）の数は、2009 年度末時点で 1,385 万人となり、2008 年度末に比べて約 62 万人増加している一方、厚生年金の加入者は、採用抑制やリストラ、非正規社員の増加の影響などにより約 20 万人減っています。

今後も現役世代の負担は重くなる一方だと考えられており、公的年金の財政見通しによれば、厚生年金の年金扶養比率は、2030 年度には高齢者 1 人あたり「2.09」にまで低下するとのことです。

国民年金の財政状況はさらに厳しく、年金扶養比率は 2015 年度には「約 2」になる見通しです。

### ◆年金財政はさらに厳しく？

2009 年度の厚生年金の給付費は、23 兆 7,500 億円（前年度比約 1 兆 1,500 億円増）でした。加入者の減少などで、保険料収入は約 22 兆 2,400 億円（前年度比約 4,500 億円減）となりました。

保険料収入減は、当面、厚生年金の積立金（2009 年度末時点で約 120 兆円）で賄える計算ですが、これにも



限界があり、加入者の減少がさらに進めば、負担と給付の見直しが必要となります。

今後も高齢者が増え続けて給付が膨らんでいけば、年金の「支え手」である現役世代の負担はさらに増していくことになります。また、加入者の減少が進めば、年金財政は今以上に厳しさを増すこととなります。

年金制度の抜本的見直しも含め、長期的な対策が求められています。

## 国民年金保険料の悪質滞納を 国税庁が強制徴収へ

### ◆対象は「悪質な滞納者」

厚生労働省は、国民年金保険料の悪質な滞納者について、財産の差押さえを含む強制徴収を実施することを、国税庁に委任する方針を明らかにしました。

対象は、所得が 1,000 万円以上あるにもかかわらず保険料を 2 年以上滞納し、財産を隠している加入者などを想定しているとのことです。

### ◆財産の差押えも視野に

国税庁への委任は、日本年金機構（旧社会保険庁）の発足に伴って改正された国民年金法に

基づく措置であり、主な対象者は、保険料を自分で納めている自営業者や農家などの国民年金の第1号被保険者です。

厚生労働省が納付を督促しても応じないなど、「支払う意思がない」とみなされれば、同省は国税庁に委任し、同庁の職員が滞納分の財産を差し押さえるなどの処分を行うとのこと。

すでに、全国の年金事務所が各市町村に所得情報の提供など協力を求めており、滞納者情報との照合を進めているそうです。

#### ◆当面の対象者は400人程度

国民年金保険料の未納者は300万人以上とされていますが、学生や低所得者が多いとみられています。厚生労働省が国税庁に徴収を委任する対象は、前年度の所得が1,000万円以上で、財産を隠すなど特に悪質な滞納者に限られるため、当面の対象者は400人程度にとどまる見込みです。

強制徴収の権限は、日本年金機構からの申出により、厚生労働大臣が財務大臣を通じて国税庁長官に委任する形になり、実際の差押えには、国税庁の徴収課や各地方国税局の特別整理部門の職員などが当たるそうです。

#### ◆わかりやすい年金制度改革を

未納者からの保険料徴収ということで、一定の効果はありそうですが、保険料未納の背景には、年金制度そのものへの不信感があると言われています。

現政権には、わかりやすい年金制度改革の方向性を打ち出してもらいたいものです。

## 10月の税務と労務の手続き

### [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

#### [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

#### 31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月~9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

### ■ 当事務所よりひとこと

異常気象と言われた夏も終わり、その影響で、少し短くなってしまった秋を楽しむ季節となりました。

今年の紅葉は夏の異常気象の影響を受けて、例年とは異なる見ごろ・色付きとなるのではないのでしょうか。今年も紅葉ドライブに出かけるのが今から楽しみです。

一方、日本経済の方はというと、リーマンショックより2年を経過してもなお、その影響は大きなものとして暗い影を落としています。

雇用状況は依然として大変厳しく、今までなんとか雇用を維持していた中小企業が、いよいよ本当に雇用の維持が厳しくなり、解雇をせざるを得ない状況になってきております。当事務所でも、少しでもお力添えするべく様々な情報提供を行い、顧問先の経営サポートを行ってまいりたいと思っております。